

平成29年度
地方公共団体の財務状況把握等の結果について

平成30年6月22日

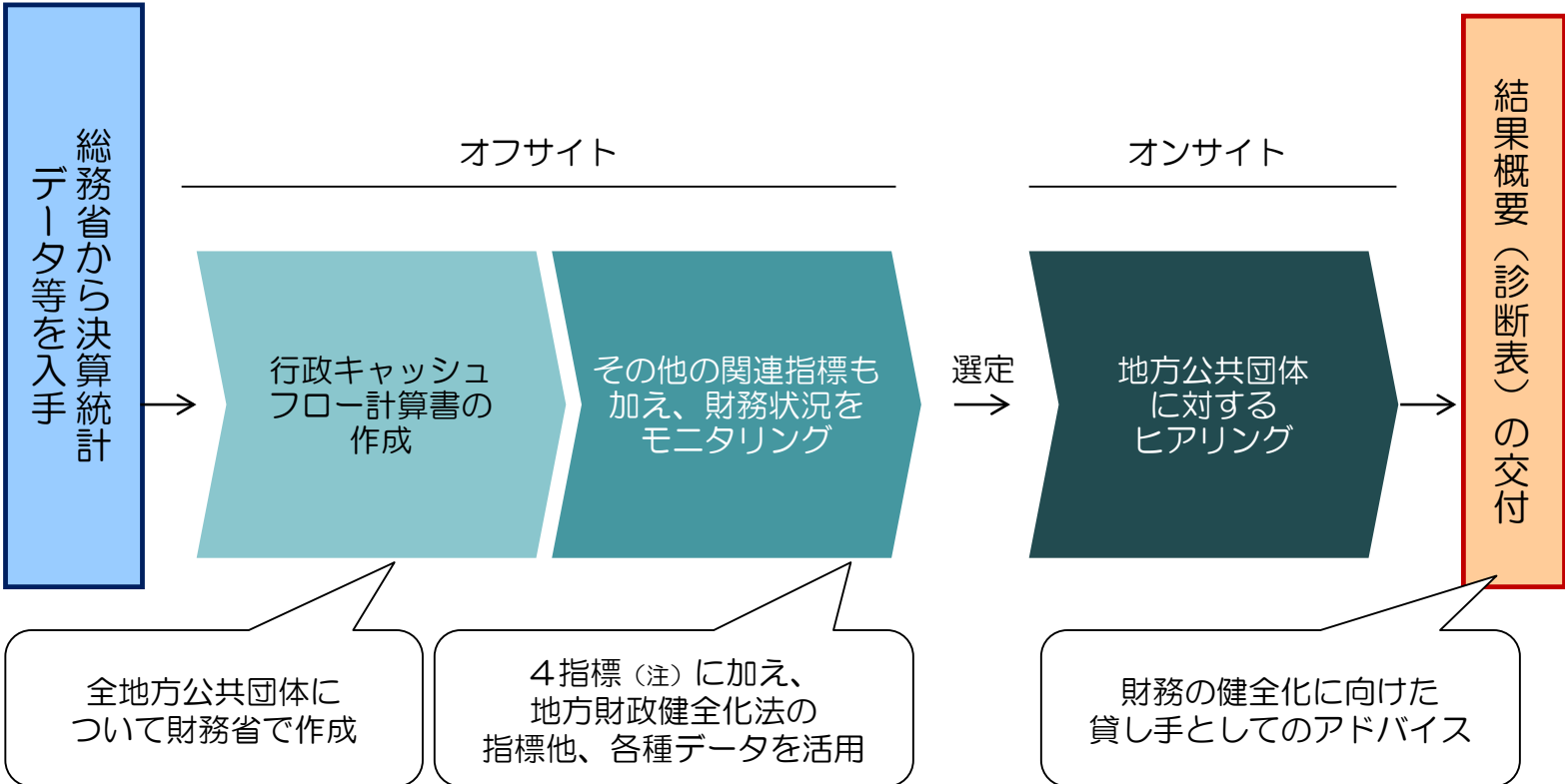
財務省理財局

1 財務狀況把握

財務状況把握の流れ等

○財務局・財務事務所等における財務状況把握の流れ

- 財務状況把握は、財政融資の償還確実性を確認する観点から、地方公共団体の財務状況(債務償還能力と資金繰り状況)を把握するものであり、また、結果概要(診断表)の交付により、地方公共団体に対する財務健全化に関するアドバイス(情報提供等)や財務状況悪化に対する事前警鐘の役割も担っている。



(注) 4指標とは、行政キャッシュフロー計算書に基づきストック面を重視して算出した「債務償還可能年数」、「実質債務月収倍率」、「積立金等月収倍率」及び「行政経常収支率」の4つの財務指標のことをいう。

財政投融资を巡る課題と今後の在り方について（抄）

（平成26年6月17日 財政制度等審議会財政投融资分科会）

i. 財務状況把握の充実

これまでの取組みにより、地方公共団体（市町村向け）の財務状況把握は、制度的に定着してきているが、財政融資資金の償還確実性を確保する観点から、以下のとおり、さらなる財務状況把握の充実を図る必要がある。

① モニタリングの充実

団体の財務状況の的確な把握のため、引き続き、経年比較による財務指標や計数の分析・検証の充実を図る。

② ヒアリングの有効活用

団体の財務健全化の取組事例を収集し、収集事例を他の団体へ紹介するなどにより、アドバイス機能の発揮を図る。

③ 診断表の内容の改善

アドバイス機能の向上を図り、また、団体による有効活用（診断結果のHP・広報誌掲載や議会説明など）を促すため、引き続き、内容の改善や説明の充実（類似団体との比較など）を図る。

④ 都道府県向けヒアリング

平成26年度以降、ヒアリング実績を積み重ね、財務状況把握の枠組みの構築を図る。

ii. 財務状況把握の活用

財務局等においては、診断表の交付などの地方公共団体と接するあらゆる機会を活用し、各団体における財務状況把握の活用の促進に努める。

地方公共団体の財政に関心を有する者に対して、様々な機会を捉えて分析手法の説明等を行い、その周知を図る。

また、財務状況把握の結果を財政融資資金の融資審査に効果的に活用するなど、財務局等における地方公共団体向け融資実務のPDCAサイクルに、よりの確に位置づける必要がある。

平成29年度財務状況ヒアリング結果の概要①

【市区町村】

- 平成24～28年度の5カ年で全市区町村を概ね一巡。平成29年度から、団体の財務状況に応じてヒアリング頻度を変更(※)するメリハリ付けを開始。全市区町村1,741団体のうち277団体に対してヒアリングを実施。

※平成29年度は、財務指標が下位30%となる団体(400団体程度)の4分の1と、他の団体(1,300団体程度)の8分の1をヒアリング実施団体として選定した。

- 引き続き、団体の財務状況について、①「債務高水準」、②「積立低水準」及び③「収支低水準」の診断基準への該当状況を確認。また、今回から新たに診断表に類似団体比較を追加する等、内容を充実。

○ヒアリング実施団体における財務上の問題への該当状況

(単位: 団体)

年度	ヒアリング 団体数	財務上の問題に該当			財務上の問題に 該当していない団体	
		債務高水準	積立低水準	収支低水準		
29	277	55 (※1)	8	46	35	222
(参考) 28	333	43 (※1)	10	32	26	290

※1 複数の財務上の問題に該当する団体があることから、計において一致しない。

※2 平成28年度は、平成24年度から5カ年で全市区町村をヒアリングする取組の最終年度。平成29年度から、団体の財務状況に応じてヒアリング頻度を変更しており、比較はできない。

平成29年度財務状況ヒアリング結果の概要②

- ①「債務高水準」、②「積立低水準」及び③「収支低水準」の3つの類型ごとに、財務上の問題に該当した団体について、その要因を把握したところ、以下のような事例が認められた。

○財務上の問題に該当した要因

財務上の問題	要因
①債務高水準	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業系施設等の整備のために地方債を発行したことや、土地開発公社の保有土地処分が計画どおり進まなかったことにより、多額の負担見込額を計上。 <p>〔事例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 道の駅や観光施設等の整備のために地方債を発行。 ➢ 土地開発公社は経営健全化のため、保有土地処分を計画的に進めることとしているが、実態として、保有する事業用地について事業着手の目途が立っておらず、処分が進んでいない。
②積立低水準	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去の施設整備や収支不足による基金の取崩しにより、積立金等が減少 <p>〔事例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 過去にこども園の施設整備や公共施設の老朽化対策のために、基金の取崩しを行ったほか、近年では、扶助費の増加等により収支状況が悪化し、収支不足を補填するために基金を取崩し。
③収支低水準	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども医療費助成の対象年齢の拡大による扶助費の増加等 <p>〔事例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 団体独自の施策として、子ども医療費助成の支給対象年齢を拡大(「中学生まで」から「高校生まで」に拡大)やがん検診の無料化の実施。

【都道府県】

- 平成26～28年度で47都道府県を一巡。平成29年度は9団体と意見交換を実施。「財務状況把握の結果概要(参考情報)」を手交。類似団体との比較分析が有用であるとのコメントの他、公共施設の在り方等について意見交換。

財務指標等の推移(市区町村)

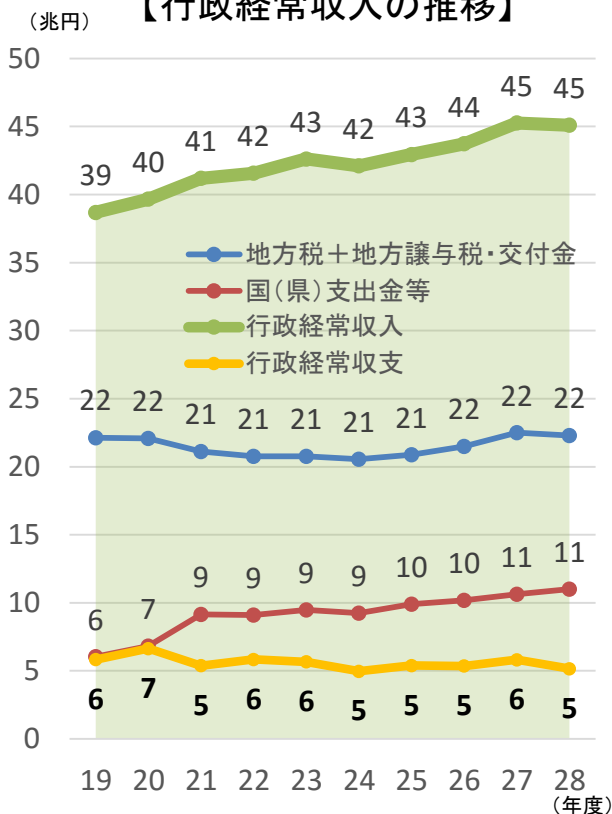
○財務指標の推移

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
債務償還可能年数(年)	9.0	7.5	9.1	8.1	8.1	8.7	7.7	7.7	7.0	7.9
実質債務月収倍率(月)	16.2	15.1	14.3	13.7	12.8	12.4	11.7	11.4	10.8	10.8
積立金等月収倍率(月)	3.1	3.3	3.1	3.4	3.6	4.2	4.3	4.3	4.4	4.3
行政経常収支率(%)	15.1	16.7	13.1	14.0	13.3	11.8	12.5	12.2	12.8	11.4

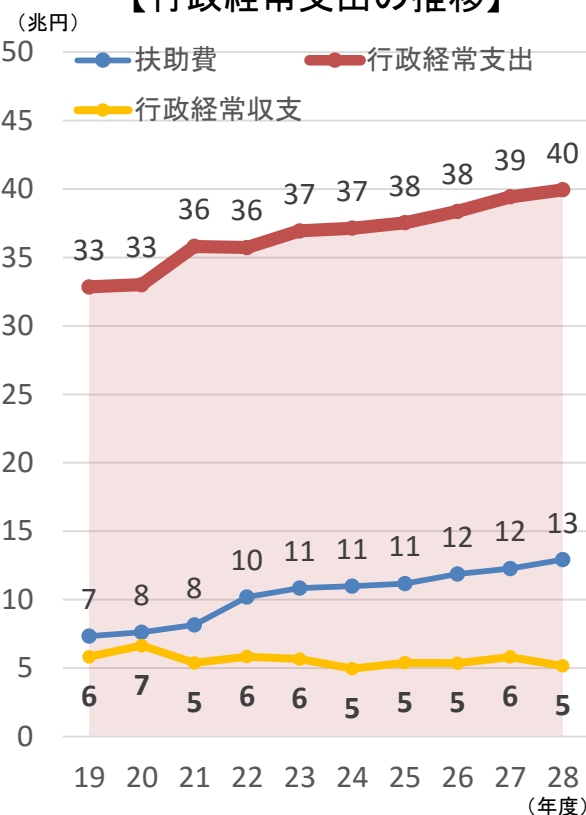
※1 平成19～28年度の間に於ける各指標について、最も良い年度を青色で、最も悪い年度を赤色で示している。

2 財務指標の値はモニタリングベース。

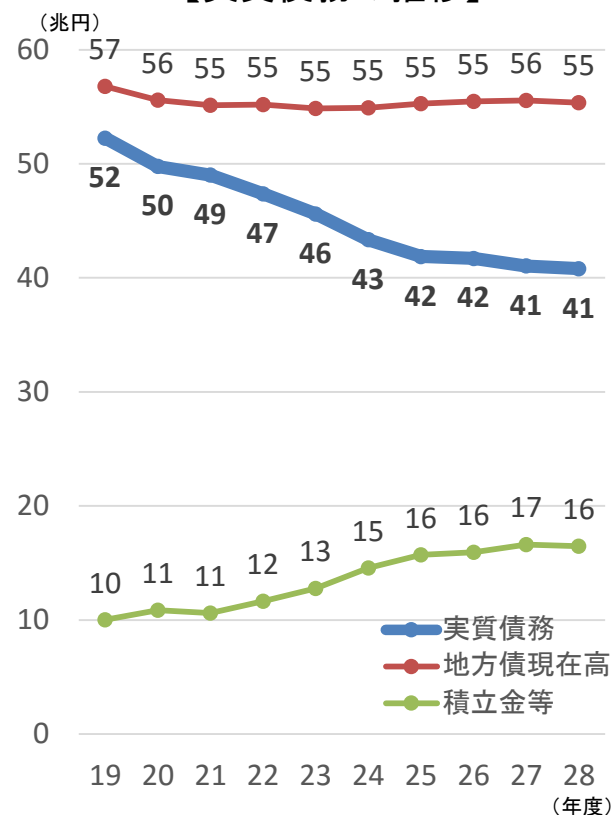
【行政経常収入の推移】



【行政経常支出の推移】



【実質債務の推移】



※実質債務=地方債現在高+有利子負債相当額-積立金等

財務状況把握を通じた財務局の地域での機能向上・発揮の取組

- 「①財務状況把握の活用促進」の他、財務状況把握を通じて、「②ヒアリング等を通じたアドバイス機能の発揮」、「③財投施策の周知等による市区町村の側面的支援」を行い、財務局の地域での機能向上・発揮に取り組んでいる(以下、主な事例)。

①財務状況把握の活用促進

- 九州財務局では、診断表を交付したところ、団体の首長から類似団体との比較分析が分かりやすいとの評価を受けた。首長に診断表の活用を促したところ、首長から、当該団体の地方議員に対し第三者(財務局)の立場から団体の財務状況を説明すれば、職員から説明するより納得感が得られるのではないかと要望を受け、議員説明会を開催。【8ページに詳細を掲載】
- 理財局・東北財務局では、団体の総合計画の策定に際して開催された住民説明会等において、財務状況把握の結果概要(診断表)を説明。住民が団体の財務状況や将来見通しを踏まえた上で、今後の総合計画に掲げる施策について議論することにより、より実効性のある総合計画となることを期待。【9ページに詳細を掲載】
- 東海財務局では、団体の抱える課題を反映した診断表を交付したところ、団体の首長等(3団体)から、職員に対しても診断表を活用して団体の財務状況を説明してほしいとの要望を受け、団体職員向けの説明会を開催。団体職員からは「現在の財政状況や行財政の課題が分かり、今後の業務の参考になった」とのコメントあり。

②ヒアリング等を通じたアドバイス機能の発揮

- 四国財務局では、今後庁舎の建替え等で借入の増加が見込まれる団体や収支計画を見直していない団体に対して、中長期的な資金需要額の把握の必要性について説明するとともに収支計画の策定を慫慂。

③財投施策の周知等による市区町村の側面的支援

- 関東財務局では、各団体の地方版総合戦略を把握するほか、各地域の会議に参加することで、課題やニーズを把握。財務状況把握時等の機会を捉え、課題等に活用可能な財投施策の説明や財投機関と連携したセミナーを開催。
- 北陸財務局では、財務状況把握等を通じて過疎化が進む団体の課題(公共施設の更新投資等)を把握。団体の課題解消に向けて財投機関を紹介する等、側面的に支援。

取組の背景

- 南関町は、熊本県の北西にある山々に囲まれた県境の町。人口約1万人。全国・熊本県平均と比較して、老年人口の割合は高い。
- 町が積極的に支援する「バンブーフロンティア構想」(荒廃林の竹を建材やバイオマス発電に活用する事業)は、地域活性化や自然環境保全の観点から、全国から注目される取組。
- 町の財務状況は、現状、財務上の問題はないものの、人口一人当たりの扶助費や介護保険事業特別会計等への繰出金は類似団体と比較すると高い水準。

取組の経緯(九州財務局からの提案)

- 診断表を交付したところ、町長から「借入金の状況からみた財務分析や、全国・類似団体との比較分析は分かりやすい」との評価。
- 近々、町議会議員選挙があることを踏まえ、九州局から町に対し「新選出議員に今回の財務状況把握の結果を説明する機会を設け、財政に関し理解を深めていただけたらどうか」と提案したところ、町長から「第三者(財務局)の立場から、財務状況を説明すれば、町職員から説明するより納得感が得られるのではないか」と町の同意が得られ、議員説明会を開催することとなったもの。

(参考)

- ・ 10月27日 財務状況ヒアリング実施
- ・ 1月19日 南関町長に診断表交付
- ・ 4月19日 議員説明会の開催

取組の内容、成果(議員説明会)

- 町議会議員12名、町長他町職員に対し、九州局から診断表の内容を説明。その後、意見交換を実施。

〔九州局の主な説明内容〕

- ・ 現状、財務上の問題はないものの、類似団体等と比較すると財務指標の多くは劣位にある。
- ・ 高齢化の進行により、扶助費や介護保険事業特別会計等の繰出金は、今後も高水準となる見込み。介護予防事業の充実等の取組に期待。

- 議員からの主なコメント

- 類似団体等との比較分析から町の財務状況が安心できる状況にないことが分かった。
- 扶助費等の中には介護老人関係の経費も多い。他団体の介護予防事業等の取組は効果が現れているのか。良い事例があれば教えてほしい。



(⇒扶助費等の抑制にもつながる取組として、大分県では要支援者・介護者に対する自立支援型ケアマネジメントを推進していると承知。この他にも良い事例を整理の上、情報提供したい。[九州局回答])

- また、町長から「町の財政状況を深く知ってほしい議員に良い機会を提供できた。今後も機会があれば、こうした取組を続けていきたい」とのコメントあり。

今後の展開

- 類似団体比較など診断表の充実が団体から評価され、この取組に繋がったものと思料。引き続き、診断表の内容の充実を図る。
- 南関町に対しては、説明会での意見も踏まえ、引き続き、九州局が町の財務状況に対するアドバイスを実施。

取組の背景

- 矢巾町は、岩手県内のほぼ中央に位置する田園都市。人口約2.7万人。近年、盛岡市南部に位置するベッドタウンとして開発が進む。全国・岩手県平均と比較して、年少・生産年齢人口の割合は高く、老年人口の割合は低い。
- 町の水道事業等における課題解決において、高知工科大・大阪大と協働したフューチャーデザインの手法を用いた住民参加型ワークショップを開催するなど重層的な住民参加の取組を展開。
- 平成30年度は、町の総合計画(後期計画)の策定に着手する時期に該当。町は、住民から計画に掲げるべき重点課題等の意見を聞くため、住民説明会の開催を検討。

取組の経緯(理財局・東北財務局からの提案)

- 診断表において、「(総合計画等の長期計画を検討する際は)財政に与える影響を確認する観点から長期的収支見通しを考慮した財政運営にも留意する必要がある」旨を記載。
- 当局から町に対し「診断表を活用して町の財務状況等を住民に説明した上で、今後の総合計画を議論すれば、より実効性のある計画となるのではないかと提案したところ、町の同意が得られ、当局も住民説明会に参加することとなったもの。

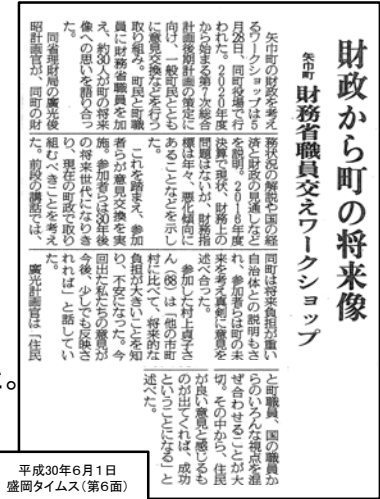
(参考)

- ・12月1日 財務状況ヒアリング実施
- ・4月24日 矢巾町長に診断表交付
- ・5月28日 住民説明会の開催

取組の内容、成果(住民説明会・職員説明会)

- 町主催による住民説明会の当日の流れは以下のとおり。参加者は住民23名(公募)、町職員4名、当局4名の計31名。
 - ① 当局からの説明
 - ・矢巾町の財務状況(現状、財務上の問題はないが、財務指標は総じて悪化傾向)
 - ・我が国の経済・財政等の長期的な見通し(少子高齢化・人口減少、社会保障関係費の増大等)
 - ② 町から総合計画の考え方等について説明。
 - ③ 住民5～6名、町職員1名、当局職員1名を1グループとして4グループを作り、2回に分けて後期計画に掲げる政策課題について議論。1回目は通常の見聞交換とし、2回目は2048年の人間(仮想将来世代)になったつもりで議論。

- 議論の様相
 - ・1回目の議論では、町営バス継続や子育て施設の充実等、身近な要望が多かった。
 - ・2回目の仮想将来世代による議論では、「30年前にあれをしておけば良かったな」という視点から、若者にとって魅力的な職場づくりや世代を超えた交流の機会の創出や、将来のために今から税を上げてプールするなど、様々な意見が交わされた。
 - ・職員説明会では、最近の町財政の悪化の傾向を踏まえた質疑あり。

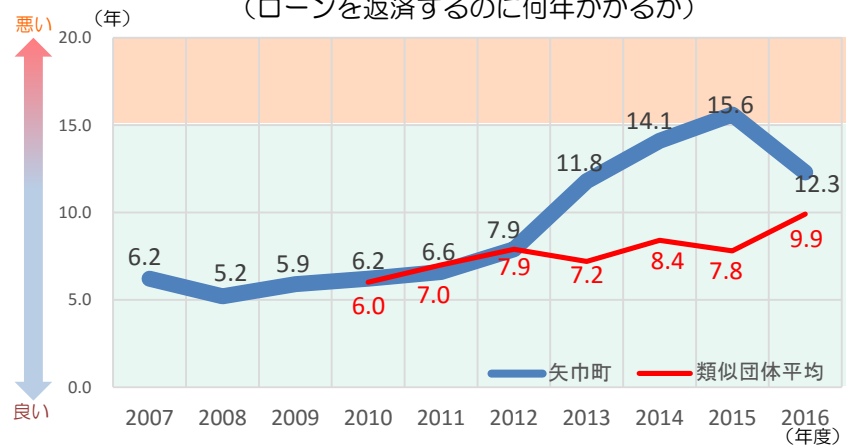


今後の展開

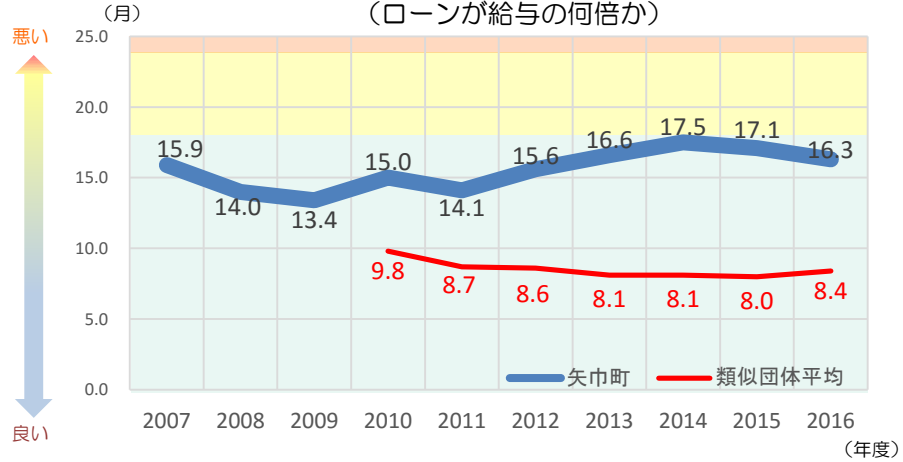
- 本取組を各財務局で共有して横展開を図る。
- 矢巾町に対しては、後期計画の策定に向けて、引き続き地元財務事務所が協力していく方向で側面的支援を実施。

- 2016年度決算に基づき財務指標を算出したところ、指標はいずれも診断基準に該当していないことから、少なくとも現在のところは、「財務上の問題」はないと考えられます。
- 但し、類似団体平均と比較すると、指標は行政経常収支率を除いて劣位しています(2016年度決算)。
- また、指標は総じて年々悪化傾向にあります。

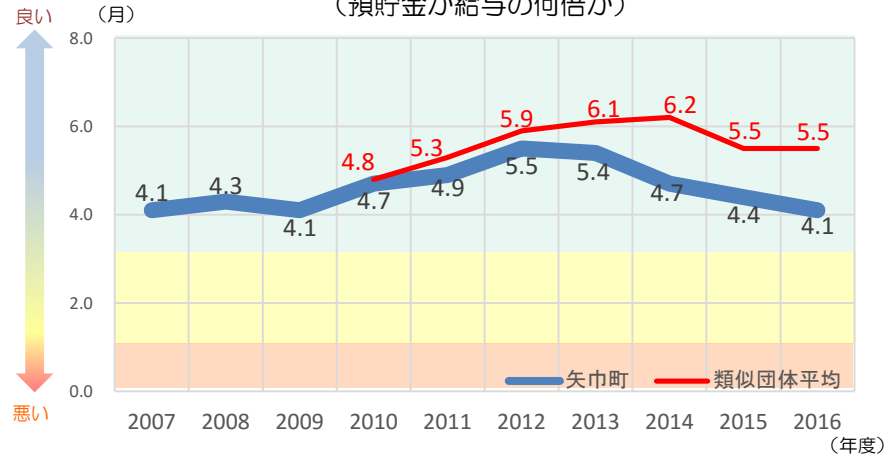
【債務償還可能年数】
(ローンを返済するのに何年かかるか)



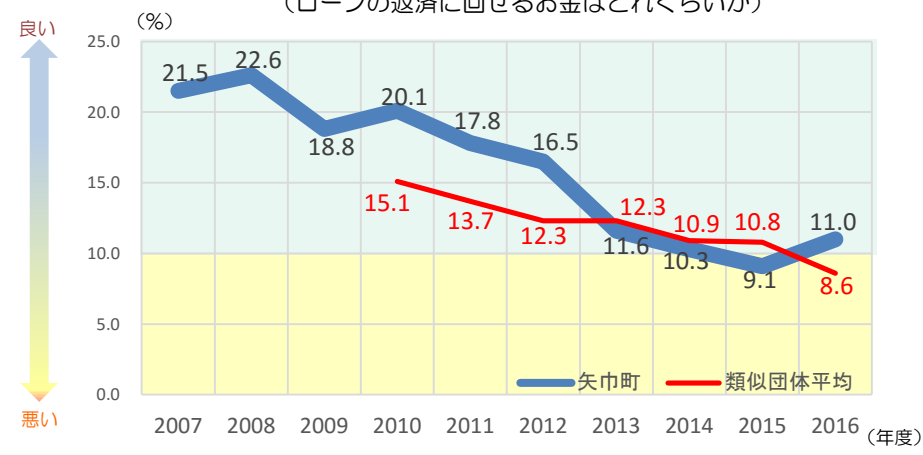
【実質債務月収倍率】
(ローンが給与の何倍か)



【積立金等月収倍率】
(預貯金が給与の何倍か)



【行政経常収支率】
(ローンの返済に回せるお金はどれくらいか)

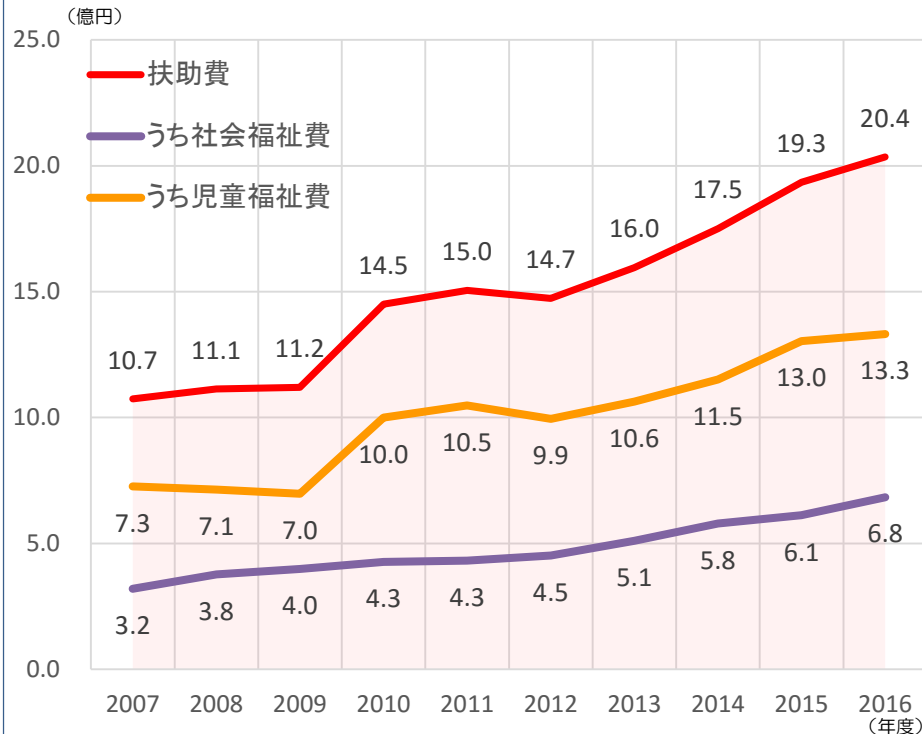


行政経常収支率の動向について(扶助費・物件費)

- 矢巾町の財政の特徴としては、行政経常収支率が低下傾向にあることが挙げられます。
- この要因としては、社会福祉、児童福祉の充実・強化の支援を積極的に進めていることによるもの(扶助費の増加)、業務維持管理運営委託等の委託料によるもの(物件費の増加)が考えられます。

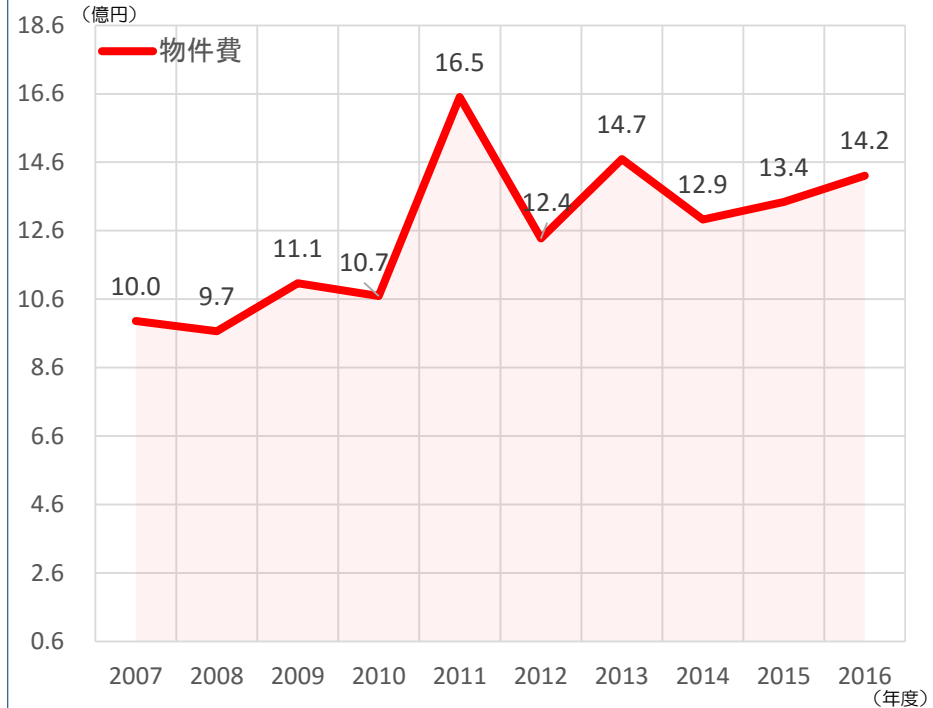
[扶助費]

✓ 扶助費(社会福祉費、児童福祉費など)については、今後、高齢化率の上昇に伴い、扶助費の増加が見込まれるため、行政経常収支への影響について留意する必要があると考えられます。



[物件費]

- ✓ 物件費の増は、矢幅駅前地区整備(町の複合施設「やはぱーく」)の業務維持管理運営委託等の委託料が増加したことによるものです。
- ✓ 今後の物件費の水準については、町の中長期の財政の在り方を検討するなかで、慎重な検討が必要であると考えられます。



2 補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画等の フォローアップ結果

地方向け財政融資資金の補償金免除繰上償還の実施結果

【平成19～24年度 補償金免除繰上償還実施額等】

- 団体数 : 1, 591 団体
- 繰上償還額 : 3兆8, 283 億円
- 補償金免除相当額 : 8, 923 億円

【平成19～21年度の臨時特例措置】

- 団体数 : 1, 500 団体
- 繰上償還額 : 3兆2, 320 億円
- 補償金免除相当額 : 7, 571 億円

(注)平成19年度に金利7%以上、平成20年度に金利6%以上、平成21年度に金利5%以上の補償金免除繰上償還を実施。

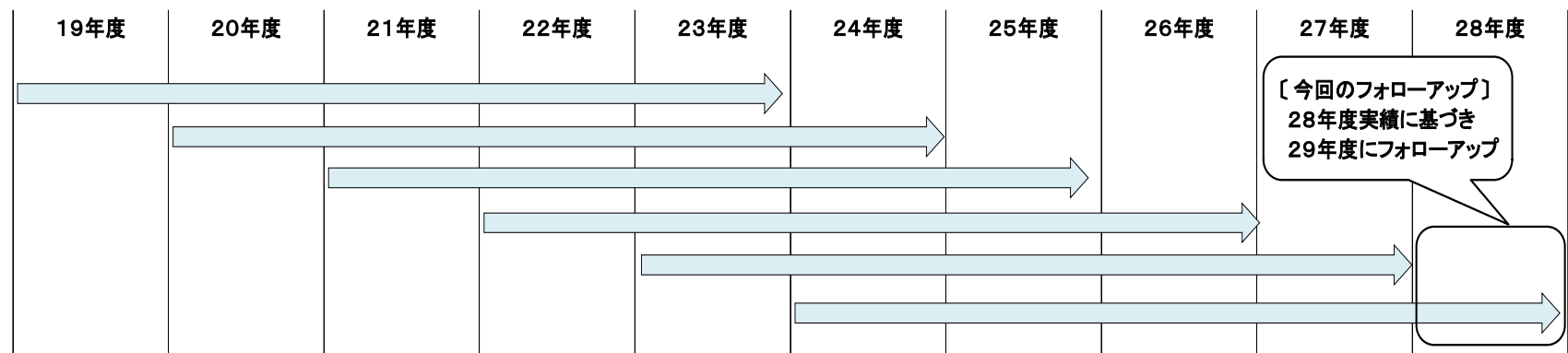
【平成22～24年度の臨時特例措置】

- 団体数 : 643 団体
- 繰上償還額 : 5, 963 億円
- 補償金免除相当額 : 1, 351 億円

(注)平成22年度に金利6.3%以上、平成23年度に金利6%以上、平成24年度に金利5%以上の補償金免除繰上償還を実施。

(注)団体数は重複除く

【財政健全化計画等(5年間)のフォローアップの概要】



(注)毎年度、前年度実績に基づきフォローアップを実施

平成29年度補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画等のフォローアップ結果

○ 補償金免除繰上償還と財政健全化計画等

地方公共団体に係る旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還については、地方公共団体が策定した5年間の財政健全化計画等の承認を条件として平成19～24年度に実施した。財政健全化計画等については、毎年度、前年度実績に基づきフォローアップを実施しており、計画最終年度において計画目標未達成となった地方公共団体については、原則、3年間の貸付制限を行う。

○ 財政健全化計画等のフォローアップ

財政健全化計画等において目標値を定めている「地方債現在高(公営企業債現在高)」、「実質公債費比率又は累積欠損金比率」、「改善効果額」について、その進捗状況を確認している。(実質公債費比率は普通会計、累積欠損金比率は公営企業会計のみの確認項目。)

○ 平成29年度フォローアップ結果

142 計画
[125 団体]

目標達成	a	64 計画 (45.1 %)	計画目標値達成
	c	78 計画 (54.9 %)	やむを得ない事情(計画外の臨時財政対策債の発行、耐震化事業等緊急性の高い事業の実施等)による影響を除けば、計画目標値達成
目標未達成だが改善	d	0 計画 (0.0 %)	計画目標値未達成であるが、計画前年度等より改善
	e	0 計画 (0.0 %)	やむを得ない事情による影響を除けば、計画前年度等より改善
計画前より悪化	f	0 計画 (0.0 %)	健全化施策は誠実に実施したが、予定していた効果が見込まれない等により計画前年度等より悪化
	g	0 計画 (0.0 %)	健全化施策を誠実に実施していない

(注1) 財政健全化計画等は会計毎に策定

(注2) 「b」は、計画最終年度までに達成が見込まれる場合の区分であり該当がないことから表記していない

補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画等のフォローアップ結果(計画最終年度時)

平成22～24年度の臨時特例措置

(参考)平成19～21年度の臨時特例措置

		1,004 計画 [638 団体]	
目標達成	a	549 計画 (54.7 %)	
	c	455 計画 (45.3 %)	
目標未達 だが改善	d	0 計画 (0.0 %)	
	e	0 計画 (0.0 %)	
計画前 より悪化	f	0 計画 (0.0 %)	
	g	0 計画 (0.0 %)	

		3,683 計画 [1,438 団体]	
a	1,280 計画 (34.8 %)		
c	2,398 計画 (65.1 %)		
d	4 計画 (0.1 %)		
e	0 計画 (0.0 %)		
f	1 計画 (0.0 %)		
g	0 計画 (0.0 %)		

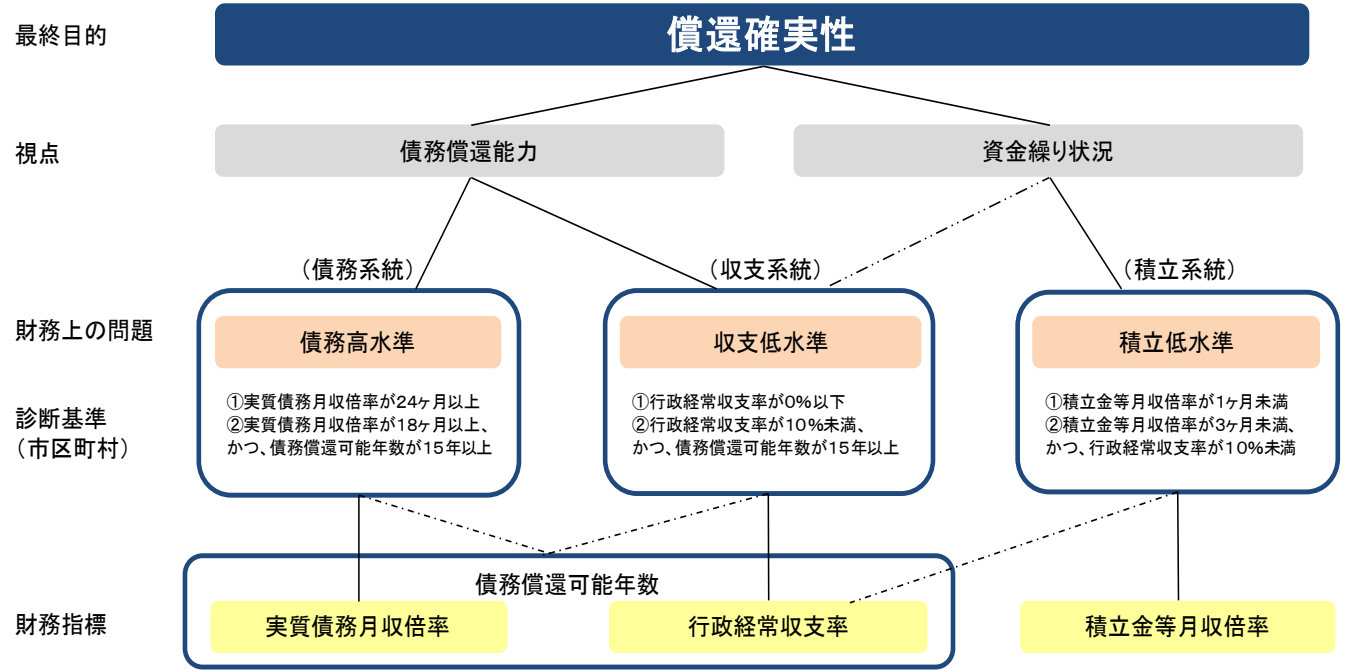
- a : 計画目標値達成
- c : やむを得ない事情(計画外の臨時財政対策債の発行、耐震化事業等緊急性の高い事業の実施等)による影響を除けば、計画目標値達成
- d : 計画目標値未達成であるが、計画前年度等より改善
- e : やむを得ない事情による影響を除けば、計画前年度等より改善
- f : 健全化施策は誠実に実施したが、予定していた効果が見込まれない等により計画前年度等より悪化
- g : 健全化施策を誠実に実施していない

(注1)団体数は重複除く

(注2)「b」は、計画最終年度までに達成が見込まれる場合の区分であり該当がないことから表記していない

3 參考資料

償還確実性と財務上の問題の関係及び財務状況把握の4つの財務指標



- 地方公共団体の決算統計を利用して作成する行政キャッシュフロー計算書に基づき、ストック面を重視した以下の財務指標を算出し、財務状況把握を実施。

指標名	計算式	視点	意義	備考(家計に例えると)
①債務償還可能年数	実質債務 / 行政経常収支	債務償還能力	1年間で生み出される償還原資の何倍の債務を抱えているかを確認	ローンの返済に何年かかるか
②実質債務月収倍率	実質債務 / (行政経常収入 / 12)	債務の大きさ	1月当たりの収入の何ヶ月分の債務があるかを確認	ローンの返済が給与の何ヶ月分あるか
③積立金等月収倍率	積立金等 / (行政経常収入 / 12)	資金繰り余力	1月当たりの収入の何ヶ月分の積立金があるかを確認	預貯金が給与の何ヶ月分あるか
④行政経常収支率	行政経常収支 / 行政経常収入	償還原資 経常的な収支	1年間の収入からどの程度の償還原資を生み出しているかを確認	ローンの返済に回せるお金は給与のうちのどのくらいか

全市区町村の行政キャッシュフロー計算書の概要

- 行政キャッシュフロー計算書は、現金預金の流れを「行政活動の部」、「投資活動の部」及び「財務活動の部」に区分。
- 平成28年度の全市区町村合計の行政キャッシュフロー計算書の特徴は以下のとおり。
 - 地方交付税の減少等により行政経常収入が減少し、扶助費の増加等により行政経常支出が増加したことから、行政経常収支は減少。
 - 積立金等は減少したものの、地方債現在高や有利子負債相当額が減少したことにより、実質債務は減少。

■行政活動の部

	H27	H28	増減
行政経常収入	452,566	451,010	▲1,556
地方税	189,560	191,407	1,848
地方交付税	95,413	91,768	▲3,645
国(県)支出金等	106,224	109,977	3,754
その他	61,370	57,857	▲3,513
行政経常支出	394,385	399,461	5,076
人件費	83,018	81,940	▲1,078
扶助費	122,693	129,175	6,482
補助費等	50,841	50,452	▲388
繰出金(建設費以外)	52,337	51,160	▲1,178
その他	85,496	86,734	1,238
行政経常収支	58,181	51,549	▲6,632

行政特別収入	6,152	6,370	218
行政特別支出	2,735	2,986	251
行政収支	61,598	54,933	▲6,665

■投資活動の部

	H27	H28	増減
投資収入	48,391	46,272	▲2,119
国(県)支出金	20,159	18,743	▲1,416
貸付金回収	13,184	12,567	▲617
基金取崩	11,110	10,455	▲655
その他	3,937	4,507	570
投資支出	105,568	101,539	▲4,029
普通建設事業費	77,032	75,053	▲1,980
貸付金	13,041	12,266	▲774
基金積立	12,050	10,995	▲1,054
その他	3,445	3,225	▲220
投資収支	▲57,177	▲55,267	1,910

■財務活動の部

単位: 億円

	H27	H28	増減
財務収入	50,512	47,708	▲2,804
地方債	50,512	47,708	▲2,804
(建設債等)	32,048	31,918	▲130
(臨財債等)	18,464	15,790	▲2,674
財務支出	49,563	49,756	192
元金償還額	49,561	49,753	192
(建設債等)	37,199	36,347	▲852
(臨財債等)	12,362	13,406	1,045
前年度繰上充用金	2	3	0
財務収支	949	▲2,048	▲2,996
収支合計	5,370	▲2,382	▲7,751

■残高

	H27	H28	増減
実質債務	410,450	408,089	▲2,362
地方債現在高	555,537	553,559	▲1,978
(臨財債等)	210,375	212,746	2,371
有利子負債相当額	21,161	19,294	▲1,867
積立金等	166,248	164,765	▲1,483

※実質債務＝地方債現在高＋有利子負債相当額－積立金等
 ※計数は決算統計を基礎としている。
 ※各欄は単位未満四捨五入のため、合計において合致しない場合がある。

○ 財務状況把握における4つの財務指標の推移(全市区町村)

年度(決算年度)	24	25	26	27	28
①債務償還可能年数(年)	8.7	7.7	7.7	7.0	7.9
②実質債務月収倍率(月)	12.4	11.7	11.4	10.8	10.8
③積立金等月収倍率(月)	4.2	4.3	4.3	4.4	4.3
④行政経常収支率(%)	11.8	12.5	12.2	12.8	11.4

全都道府県の行政キャッシュフロー計算書の概要

- 平成28年度の全都道府県合計の行政キャッシュフロー計算書の特徴は以下のとおり。
 - 地方交付税の増加等により行政経常収入が増加し、補助費等の減少等により行政経常支出が減少したことから、行政経常収支は増加。
 - 地方債現在高が減少したほか、積立金等が増加したこと等により、実質債務は減少。

■行政活動の部■

	H27	H28	増減
行政経常収入	362,320	362,873	554
地方税	201,426	202,516	1,091
地方交付税	88,457	90,500	2,043
国庫支出金等	34,727	34,842	115
その他	37,710	35,015	▲2,695
行政経常支出	320,476	317,100	▲3,377
人件費	136,880	137,198	319
扶助費	10,552	10,823	271
補助費等	139,541	136,693	▲2,848
繰出金(建設費以外)	1,260	1,067	▲193
その他	32,244	31,318	▲926
行政経常収支	41,843	45,774	3,930

行政特別収入	7,336	7,932	596
行政特別支出	4,871	5,419	548
行政収支	44,309	48,287	3,978

■投資活動の部■

	H27	H28	増減
投資収入	79,010	73,546	▲5,464
国庫支出金	24,587	26,129	1,542
貸付金回収	36,863	33,264	▲3,599
基金取崩	15,039	11,565	▲3,473
その他	2,522	2,588	66
投資支出	118,112	118,487	374
普通建設事業費	67,794	71,504	3,710
貸付金	33,413	31,688	▲1,725
基金積立	15,473	14,164	▲1,309
その他	1,432	1,131	▲302
投資収支	▲39,102	▲44,940	▲5,838

■財務活動の部■

	H27	H28	増減
財務収入	55,281	55,261	▲20
地方債	55,281	55,261	▲20
(建設債等)	28,551	32,338	3,787
(臨財債等)	26,730	22,923	▲3,807
財務支出	61,101	59,295	▲1,806
元金償還額	61,101	59,295	▲1,806
(建設債等)	46,569	43,691	▲2,878
(臨財債等)	14,532	15,604	1,072
財務収支	▲5,820	▲4,035	1,786
収支合計	▲613	▲688	▲75

単位:億円

■残高■

	H27	H28	増減
実質債務	811,880	804,898	▲6,982
地方債現在高	890,207	886,255	▲3,952
(臨財債等)	341,758	349,027	7,269
有利子負債相当額	13,574	12,475	▲1,099
積立金等	91,901	93,832	1,931

※実質債務＝地方債現在高＋有利子負債相当額－積立金等
 ※計数は決算統計を基礎としている。
 ※各欄は単位未満四捨五入のため、合計において合致しない場合がある。

○ 財務状況把握における4つの財務指標の推移(全都道府県)

年度(決算年度)	24	25	26	27	28
①債務償還可能年数(年)	50.1	26.5	22.8	19.4	17.5
②実質債務月収倍率(月)	30.7	29.7	28.7	26.8	26.6
③積立金等月収倍率(月)	3.3	3.3	3.2	3.0	3.1
④行政経常収支率(%)	5.1	9.3	10.4	11.5	12.6

地方公共団体における財務健全化の取組事例

- 平成29年度のヒアリングを通じて、以下のとおり、地方公共団体において財務健全化に取り組んでいる事例がみられた。今後、他団体への紹介を実施。

	財務健全化に向けた取組事例
①収入増加	<ul style="list-style-type: none">● 地方税収入増加のため、県税事務所OBを嘱託職員として採用しているほか、他団体との連携を図り、滞納者に対して督促及び滞納処分を行っている事例。● 地方税収入増加のため、コンビニ収納や「ペイジー」を利用した納税環境の整備を行っている事例。● 収入増加のため、公共施設のネーミングライツ(命名権)を導入している事例。● 収入増加のため、未利用地の売却や広報誌への広告掲載を行っている事例。● 事業実施の財源を確保するため、クラウドファンディングを活用している事例。● 収入増加のため、遊休地を駐車場運営会社に貸し付けている事例。
②支出削減	<ul style="list-style-type: none">● 団体が設置している防犯灯をLED化し、経費を削減している事例。● 電算システムを他団体と共同利用のクラウド化することで電算経費を削減している事例。● 近隣団体とともに電力の共同調達を行い、経費を削減している事例。● 庁舎に太陽光発電を設置し、経費を削減している事例。● 公共施設(老人ホーム、保育園)を民営化することで、経費を削減している事例。

公的資金の補償金免除繰上償還の実績

資金	金利	19～21年度		22～24年度		25年度		
		普通会計	公営企業	普通会計	公営企業	普通会計	公営企業	
対象要件	4%以上	(対象外)						東日本大震災特別財政援助法が定める、特定被災地方公共団体に指定されていること (対象金利4%以上)
	5%以上	実質公債費比率 18%以上 等	資本費1.2倍以上 等	実質公債費比率 18%以上 等	資本費1.2倍以上 等			
	6%以上	実質公債費比率 15%以上 等	資本費1.0倍以上 等	実質公債費比率 15%以上 等	資本費1.0倍以上 等			
	7%以上	経常収支比率 85%以上 等	実質公債費比率15%以上 かつ 経常収支比率85%以上 等	経常収支比率 85%以上 等	実質公債費比率15%以上 かつ 経常収支比率85%以上 等			
政府資金	旧資金運用部資金 (注) (平成4年5月31日以前の貸付)	繰上償還額	3兆2,320億円		5,963億円		(対象外)	
		補償金免除相当額	7,571億円		1,351億円			
	旧簡易生命保険資金 (注) (平成4年5月31日以前の貸付)	繰上償還額	4,994億円		2,000億円			
		補償金免除相当額	1,100億円		442億円			
旧公営企業金融公庫資金 (平成5年8月31日以前の貸付)	繰上償還額	1兆2,750億円		2,932億円		1,627億円		
	補償金免除相当額	2,124億円		570億円		266億円		

(注) 財政力指数1未満の団体のみが対象

趣旨

「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)等に基づき、地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式(コンセッション)の導入を促進する観点から、PFI法を改正し、当該事業に有する債務を運営権対価で繰上償還する際に、時限措置として、特例的に補償金の免除を行うことで、今後の横展開の呼び水となる先駆的取組を支援する。

対象事業

「先駆的取組」として、運営権者が事業期間中の更新投資に責任を持ち、事業開始時に運営権対価を一括払いするコンセッションであって、厳しい経営環境にあり、自助努力を行っている地方公共団体の上下水道事業

対象期間

- 平成30年度から平成33年度までの4年間に実施方針条例を制定(議会で議決)。
- 平成30年度から平成35年度までの間に実施された繰上償還。
(注) 平成29年度において既に条例を定めている場合は、平成30年度から平成32年度までの間に事業を開始した場合も対象。
- 平成31年度までに実施方針条例を制定した場合は対象債権の全額、平成32年度及び平成33年度に実施方針条例を制定した場合は対象債権の2分の1を上限として、繰上償還を認める。

対象債権

- 金利3%以上の財政融資(旧資金運用部)資金が引き受けているもの。
- 一括払いで受け取る運営権対価の額を、補償金免除繰上償還の上限とする。

(※) 補償金免除に要する額については、その財源として、地方公共団体金融機構の管理勘定の公庫債権金利変動準備金を活用。

上下水道コンセッション推進のための補償金免除繰上償還

1.趣旨

「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)等に基づき、地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式(コンセッション)の導入を促進する観点から、PFI法を改正し、当該事業に有する債務を運営権対価で繰上償還する際に、時限措置として、特例的に補償金の免除を行うことで、今後の横展開の呼び水となる先駆的取組を支援する。

2.支援対象事業

「先駆的取組」として、運営権者が

- ①事業期間中の更新投資に責任を持ち、
 - ②事業開始時に運営権対価^(注1)を一括払い^(注2)するコンセッションであって、
 - ③以下(イ)又は(ロ)のいずれか、及び(ハ)の要件を満たす上下水道事業
- (イ)人口減少:「将来推計人口」が大きく減少(団体区分別で全国平均以上減少、又は全団体区分合計の全国平均以上減少)する地方公共団体の地方公営企業が行う事業
- (ロ)厳しい経営環境:「企業債残高対給水収益比率(企業債残高対事業規模比率)」、「有形固定資産減価償却率」又は「管路経年化率(管渠老朽化率)」のいずれかが類似団体平均以上の事業
- (ハ)自助努力:「料金回収率(経費回収率)」^(注3)が類似団体平均以上^(注4)の事業

- (注1)運営権対価には、PFI法第20条に基づく建設費等負担金を含む。以下同じ。
 (注2)一括払いには、ハイブリット型の運営権対価の一回目の支払い(一括一時金と残額分割払いを組み合わせた支払方法をいう。)を含む。以下同じ。
 (注3)流域下水道事業については、「営業収益÷汚水処理費(公費負担分除く)×100」により算出。
 (注4)応募申請時点では類似団体平均未満だが、応募申請後、類似団体平均以上に料金引き上げが確約された事業を含む。この場合、上記(ロ)について企業債残高対給水収益比率(企業債残高対事業規模比率)を適用するときは、料金引き上げ後に、類似団体平均以上であることが必要。

3.支援対象期間

- 平成30年度から平成33年度までの4年間の時限措置とし、当該期間内に実施方針条例を制定(議会で議決)。平成30年度から平成35年度までの間に実施された繰上償還。
 (注)平成29年度において既に条例を定めている場合は、平成30年度から平成32年度までの間に事業を開始した場合も対象。
- 早期の案件形成促進の観点から、平成31年度までに実施方針条例を制定した場合は対象債権の全額、平成32年度及び平成33年度に実施方針条例を制定した場合は対象債権の2分の1を上限として、繰上償還を認める。

4.支援対象債権

- 支援対象事業に係る公営企業債のうち、金利3%以上で財政融資(旧資金運用部)資金^(注)が引き受けているもの。
 (注)地方公共団体金融機構(旧公営企業金融公庫)資金についても、同様の支援を講ずるよう政府から要請。
- 一括払いで受け取る運営権対価の額を、補償金免除繰上償還の上限とする。
- 区域や施設を限定してコンセッションを導入する場合には、当該コンセッションの事業範囲に係る債権に限定して支援。

5.貸付の停止

- 支援対象事業の範囲について、繰上償還を実施した年度の翌年度から3年間、財政融資資金の新規貸付停止。

6.経営改善計画の策定

- 地方公共団体は、運営権者を公募し、公募プロセスにおいて複数社から経営改善計画の提出を求めた上で、運営権者を選定。選定した民間事業者(運営権者)の提案を踏まえて5年間の経営改善計画を策定。キャッシュフロー改善目標(営業損益+減価償却費)について、コンセッション導入前の実績値よりコンセッション導入5年後の計画値が改善されている場合は内閣府等が計画承認。

7.経営改善計画の執行状況のフォローアップ

- 内閣府等は、計画期間中、毎年度、計画の執行状況を確認する。
- 計画期間途中で目標未達成が見込まれる場合、内閣府等は地方公共団体に対し、必要な指示等を行う。また、地方公共団体は運営権者に対し、状況に応じて、PFI法第28条に基づく指示等を行う。
 それでも計画が誠実に実施されていない場合、財政融資資金の貸付制限を行う場合がある。
- 計画最終年度に目標の未達成が確定した場合、財政融資資金の貸付制限を行う場合がある。

8.財源

- 財投特会の財務状況等を踏まえ、補償金免除に要する額について、地方公共団体金融機構の管理勘定の公庫債権金利変動準備金を活用。